

令和5年度農業経営者養成事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度農業経営者養成事業運営業務

2 委託予定期間

契約日から令和6年3月31日まで

3 業務委託の目的

島根県農業において、高齢化、担い手不足が緊急の課題となる中、農業経営者として必要な知識や技術について、基礎から最新分野まで県内外の専門家を招へいし、農林大学校の教育カリキュラムと一体化して研修を実施する。

4 業務委託の内容

●農林大学校 特別集中講義

将来の担い手を対象に、農業経営者として必要な知識習得のための講義を実施する。島根県立農林大学校の農業経営者養成機能の補完的位置付けの講義となるほか、農林大学校在學生に限らず島根県農業の担い手となることが見込まれる者の経営力の養成を行う。

<概要>

対象：島根県立農林大学校在學者、その他農業の担い手となることが見込まれる者

内容：経営力入門、マーケティング、会計、マネジメント、農業基礎知識、経営革新などの分野の講義を年間概ね40回程度

会場：島根県立農林大学校 視聴覚室（予定）

<業務委託の内容>

・カリキュラムの作成

令和5年6月から令和6年1月までに年間40回程度の講義を実施すること。なお、カリキュラムについては下記の要件を満たすとともに、実施時のカリキュラムの作成並びに講師の選定にあたっては、県及び島根県立農林大学校と十分に協議を行いながら実施すること。

今後の参考として聴講を希望する農業者等、県及び市町村の関係者等が希望する場合も受講できるよう考慮のこと。

カリキュラム要件：

カリキュラムは別紙1の内容を最低要件として策定することとし、別紙1の講義毎に講師案を提案のこと。なお、農業経営者として必要な知識習得を図る観点から、別紙1の講義に追加して講義及び講師案を提案すること。また講義内容を変更して講師案を提案することは差し支えない。その際は、企画提案書に別紙1

との相違点ができるように記載のこと。

聴講中心の研修とならないよう、実習や事例研究、成果発表等を積極的に取り入れるとともに、各講義においては極力講師と受講生並びに受講生同士の意見交換の機会を設けること。

- ・受講生の募集

島根県立農林大学校在学学生への受講生募集を農林大学校と連携して実施のこと。また、農林大学校在学学生に限らず島根県農業の担い手となることが見込まれる者の受講生募集を県及び農林大学校と連携して実施のこと。

- ・受講募集パンフレットの作成及び配布

- ・講師の手配及び調整、講師への謝金等の支払い

- ・研修会場の確保

原則、島根県立農林大学校で実施を予定しているが、催し等により農林大学校を使用できない場合の会場の確保を行うこと。また、遠方による各地域の会場でのリモート参加に対応すること。その場合、地域での会場確保や会場設営は、県及び農林大学校で行う。

- ・受講生への連絡、受講生の取りまとめ

- ・講義当日の運営

- ・講義実施日以外も含めた受講生の相談等フォロー

講義に対する質疑や問い合わせに対応できるよう窓口を設けること。また、講義を受講できなかった受講生に対しては、講義資料の送付し、希望があった場合には、講義を記録したDVD又はブルーレイディスクを配布すること。

- ・レポート・アンケートの実施

受講者にはレポートの作成と提出を求めるとともに、講座毎に研修についての受講者向けアンケートを実施すること。

5 委託事業費等

(1) 事業の実施状況等により契約額や契約内容を変更・調整することがあること。

(2) 「人件費」とは、賃金、通勤手当等の諸手当及び共済費（社会保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分）並びに賞与等とし、原則、社内規定等において支給が義務付けられているものとし、その水準は、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切に設定すること。

(3) 機械・機器等の購入経費、土地・建物を取得するための経費、施設や設備を設置又は改修するための経費は原則として委託事業費の対象としないこと。

(4) 業務委託の経理については、次のとおりとする。

ア. 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。

イ. 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の

属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

(5)本業務は、法令、国・県の会計・財務規定に従った処理を行うこと。

6 業務委託完了後の提出書類

本業務委託終了後、速やかに、以下の書類を提出すること。

- (1)委託業務完了報告書
- (2)実績報告書

7 その他

- (1)受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2)島根県は、受託者からの請求に基づき概算払いを行う場合があること。
- (3)本業務委託完了後、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたときは、返還の対象とすること。
- (4)本仕様書に明記なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者の協議により業務を進めるものとする。
- (5)契約締結後、速やかに事業計画書に基づく業務を開始すること、また業務の実施にあたっては、県と充分協議したうえで行うこと。
- (6)契約に要する経費は受託者の負担とすること。
- (7)本業務は、令和5年度島根県予算の成立を前提しているため、予算が成立しない場合においては、本業務委託を行わないことがあること。